

協議第 26 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 自治会組織を行政連絡機構に位置づける。
- 2 行政連絡事務を円滑に実施するため、両市の自治会組織の一体化を働きかける。
- 3 行政連絡事務については、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。

平成 29 年 4 月 25 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・これまで両市の自治会組織が市と市民の間の連絡に重要な役割を担っている実態を踏まえ、合併後の市においても行政連絡機構に位置づける。
- ・自治会組織及び行政連絡事務については、合併後の市の速やかな一体性の確保と市と市民の間の円滑な連携を図るために必要であることから、両市の実情を尊重しながら調整を行う。
- ・行政連絡事務に関しては、両市での実施方法に大きな差異があるため、合併時は現行どおりとするが、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。